

## 2026 年度 長野県須坂市地域おこし協力隊募集要項 (空き家・空き店舗対策事業、移住支援事業)

須坂市は、千曲川を挟んで県庁所在地の長野市に隣接し、交通アクセスにも恵まれています。東京都心からは新幹線と私鉄長野電鉄を利用して約 2 時間、自動車でも練馬インターチェンジから須坂長野東インターチェンジまで約 2 時間 30 分など、首都圏からの移住地にも適しています。

一方で、地方都市共通の課題である空き家、空き店舗問題については、地域における人口及び世帯数の減少や世帯構成の変化、既存の住宅・建築物の老朽化などに伴い、使用されていない住宅等が年々増加してきており、地域の活力維持や空き家対策、移住定住の促進が喫緊の課題となっています。

そこで、地域の空き家・空き店舗を有効活用し、都市部からの移住や市民の定住になげるため、地域外の人材を積極的に誘致し、地域住民とともに課題解決に取り組んでいただく「地域おこし協力隊」を募集します。意欲と情熱にあふれ、地域の活性化に貢献したいと考えるあなたの力を、ぜひ須坂市で発揮してください。

本協力隊には、特に「空き家対策と移住支援」を活動の柱とし、空き家・空き店舗対策、移住支援の行政担当者や空き家等の利活用に取組む民間団体等と協働しながら、須坂市への新たな人の流れを創出し、地域コミュニティを活性化する役割を期待しています。

- 1 募集人員 1 名
- 2 所 属 一般社団法人すぎかランドバンク  
(空き家の実態や流通に関する知識を身に付けていただきます。)
- 3 活動地域 須坂市内

### 4 活動予定内容

地域おこし協力隊には、須坂市が抱える地域課題の解決に向けて、以下の活動を中心に取り組んでいただきます。

【空き家、空き店舗対策に関する活動】

【移住支援に関する活動】

※上記の活動内容は、須坂市がサポートを必要としている事業です。

【自主事業の創出に向けた活動】

協力隊任期終了後の事業展開を見据えた、自主事業の創出に向けた活動や、ご自身の空き家等の活用を妨げるものではありません。

地域の活性化に繋がる新しいアイデアを大募集します。

## 【空き家、空き店舗対策に関する活動の概要】

### (1) 空き家、空き店舗利活用促進の企画・実施

- ア ホームページやSNSを活用した空き家情報の魅力的な発信
- イ 空き家所有者からの情報収集、空き家情報の詳細なデータベース化
- ウ 所有者と利用希望者間の橋渡し、交渉支援
- エ 空き家の改修や活用に関する相談対応、専門家（設計士など）との連携支援
- オ 地域特性に応じた利活用モデル（カフェ、シェアオフィスなど）の提案・実現支援
- カ D I Yワークショップや改修イベントの企画・運営

### (2) 空き家バンクの活動支援

- ア 一般社団法人すぎかランドバンクと連携し、空き家の調査、改修支援のサポート、マッチングイベント（空き家見学ツアー、活用ワークショップなど）の企画・実施

## 【移住支援に関する活動の概要】

### (1) 移住相談対応と情報提供

- ア 移住希望者からの相談対応（来訪、電話、オンラインなど）
- イ 須坂市の暮らし、仕事、子育て、住まいに関する情報提供

### (2) お試し居住や移住体験プログラムの支援

- ア 移住体験ツアーや短期滞在プログラムの企画・運営補助
- イ 市内の滞在施設（移住体験ハウス、ゲストハウスなど）の案内・利用促進
- ウ 二地域居住事業（イベント）の企画・運営補助

### (3) 移住者と地域の結びつき強化

- ア 先輩移住者や地域住民との交流機会の創出
- イ 移住後の定着支援、困りごとの相談対応
- ウ 地域コミュニティへの参加促進、地域住民とのマッチング支援

### (4) 移住定住促進に向けた情報発信

- ア SNSを活用した情報発信強化
- イ 移住に関する魅力的なコンテンツ（動画、記事など）の作成・発信

## 【自主事業の創出に向けた活動】

### (1) 地域活性化に関する活動

- ア 地域住民との交流を通じた、新たな地域課題の発見と解決提案
- イ 地域資源を活かした地域活性化事業の企画・実施
- ウ 市が実施する地域づくり活動への参画

#### 4 募集対象

- (1) 現在、3大都市圏をはじめとする都市地域等のうち条件不利地域外の地域に居住し、委嘱後に須坂市内に住居票を異動し、居住することができる方
- (2) 空き家を活用した地域づくりに関心があり、積極的に活動し、企画・実践力のある方
- (3) 心身ともに健康で、地域活動に意欲と情熱を持って取り組める方
- (4) 普通自動車免許を有する方（AT限定可）
- (5) パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント等）の基本操作ができる方
- (6) SNS等を活用した情報発信ができる方
- (7) 協力隊員の活動終了後、須坂市に定住し就業しようとする意思のある方
- (8) 土・日曜日及び祝日のイベント・夜の会議への出席等、不規則な勤務に対応可能な方
- (9) 資格の有無は問いませんが、空き家の活用に関する職務経験（設計・建築・不動産業等）があるとなお良い。

#### 5 応募に対する希望条件

概ね20代～40代の方で以下に該当する方

- (1) 公共性とビジネスのバランス感覚  
行政の信頼を守るためのルールを理解し、特定の事業者に偏ることなく、公平かつ誠実にプロジェクトを推進できる方
- (2) 地域の資源を「磨き上げる」好奇心  
空き家や空き店舗を単なる古い建物ではなく、リノベーションやセルフビルドによって価値が生まれる「地域の資産」として捉え、その魅力をSNS等で発信できる方
- (3) 「聴く」ことから始める提案力  
空き家所有者や移住希望者の不安や想いに耳を傾け信頼関係を築くと共に、中立な立場から「次に何をすべきか」を一緒に考えられ、相談者が納得して一歩踏み出すための「良き相談相手」を目指せる方
- (4) 「専門性」を繋ぐコーディネート力  
建築や不動産の深い知識がなくても、専門家（不動産事業者・設計士等）と連携し、難しい話をわかりやすく伝えられる「地域の翻訳家」として活動できる方
- (5) 柔軟な働き方への適応力  
一つの事業（職種）に固執せず、相談対応、イベント企画、空き家等の現地調査やセルフビルドなど、多様なタスクを並行してこなす「マルチワーカー」的な働き方を楽しめる方

(6) 「生業（なりわい）」を創り出す行動力

地域おこし協力隊の活動期間を「起業の準備期間」と捉え、任期終了後も地域で自立して稼ぐ力を身につけたい方

6 勤務日数及び勤務時間

隊員の活動日は、須坂市会計年度任用職員の勤務時間・休暇等に関する規則（令和元年規則第 18 号）の定めるところとし、活動時間は、原則として 8 時 30 分から 16 時 45 分（1 日 7 時間 15 分）とします。ただし、時間外の業務が発生する場合があります。その際は、振替対応とします。

7 雇用形態及び期間

(1) 隊員の身分は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員（パートタイム会計年度任用職員）とします。

(2) 初年度の活動期間は活動開始日から 2027 年 3 月 31 日までです。

① 活動開始日は 2026 年 4 月 1 日以降となります。

② 次年度からは年度毎に再任用できるものとし、最長 3 年間とします。

(3) 隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

(4) 活動拠点については、別途協議のうえ決定します。

8 報酬 月額 266,000 円

9 待遇及び福利厚生

(1) 隊員の住居に関する費用（家賃）は、予算の範囲内で市が負担します。（敷金、礼金、管理共益費は除く）

(2) 社会保険、厚生年金、雇用保険に加入します。ただし、個人負担金額については、協力隊員の負担とします。

(3) 住居や車庫の確保、賃貸借契約については、隊員が行うこととします。

(4) 引越しに必要な経費については、隊員負担とします。

(5) 光熱水費については、隊員負担とします。

(6) 協力隊の活動に従事するために必要な車両及び携帯電話等については、隊員負担とします。

(7) その他活動に必要なものについては、別途協議のうえ支給します。

(8) 手当の支給はありません。

## 10 採用までのスケジュール

※事前相談 ➡ 現地説明会（必須） ➡ 応募 ➡ 一次選考 ➡ 二次選考 ➡ 採用

- (1) 事前相談 活動内容や現地説明会の日程等お問合せください。
- (2) 現地説明会 現地で活動内容を紹介します。（交通費等は自己負担）
- (3) 応募 現地説明会で活動内容に納得したら必要書類を郵送してください。
- (4) 一次選考 書類選考
- (5) 二次選考 面接（須坂市役所で行います。交通費等は自己負担）
- (6) 活動開始 応募から活動開始までは概ね2～3か月程度を予定しています。  
（応相談）

◀ 現地説明会を行っています ▶

今回募集する協力隊の活動場所や活動内容を知ってもらい、活動後のミスマッチを防ぎご自身が納得して応募してもらうため、現地説明会を開催します。交通費等は自己負担になりますが、須坂市で協力隊活動を希望する方は必ずご参加ください。

- ・日 時 随時で現地説明会を行います。
- ・場 所 須坂市役所（須坂市大字須坂 1528 番地 1）
- ・内 容 市担当者と協力団体から活動内容の紹介や活動場所の見学を行います。
- ・申 込 須坂市まちづくり課（担当：浅野）へ申し込んでください。
- ・E-mail s-machidukuri@city.suzaka.nagano.jp
- ・電 話 026-248-9007（平日 8:30～17:15）

## 11 応募手続き

(1) 応募受付期間 現地説明会参加後、随時郵送で受け付けます。

- ① 提出された書類は返却いたしません。
- ② 適任者が見つかれば、募集を終了します。

(2) 提出書類

- ① 応募用紙（須坂市ホームページよりダウンロードしてください）※住民票添付
- ② レポート（A4版で書式自由、写真等の添付、パソコンでの作成可）

内容：本募集要項1ページ「3活動予定内容」を踏まえ、＜中立的な相談業務を通じた、地域課題の事業化と自立について＞をテーマに、以下の2つの視点を盛り込んだ具体的な活動内容についてレポートを提出してください。（1,000文字程度で記入し、提出してください。）

a. 「信頼される相談員」としての振る舞い

空き家所有者や移住希望者は様々な不安を抱えています。「中立的な

立場」を守りつつ、相談者が安心して一步踏み出せるような、あなたらしい「提案型相談」のあり方を述べてください。

b. 「自立化（収益力）」による事業の継続性

活動終了後も地域で活動続けるためには、補助金に頼らない収益が必要となります。「プロセスの対価（活用プラン作成の有料サービス等）」を相談者に「価値ある投資」として納得してもらうために、どのような活動や情報発信を展開しますか？

③ 職務経歴書（A4版で書式自由、パソコンでの作成可）

(3) 募集内容に関するお問い合わせ、現地説明会の申込み

須坂市大字須坂 1528 番地 1 須坂市役所 3 階

須坂市まちづくり課（担当：浅野）

電話：026-248-9007（平日 8:30～17:15）

E-mail:s-machidukuri@city.suzaka.nagano.jp（メール確認後、返信します。）

(4) 応募書類の送付先

〒382-8511 長野県須坂市大字須坂 1528 番地の 1 須坂市政策推進課

電話：026-248-9017（課専用） FAX：026-246-0750

E-mail:seisakusuishin@city.suzaka.nagano.jp

12 選考

(1) 一次選考（書類選考）

書類選考の上、応募者にメールで通知します。

(2) 二次選考（面接）

一次選考合格者を対象に、面接（会場：須坂市役所）を行います。

なお、二次選考に要する交通費等は個人負担とします。

(3) 最終選考結果の報告

選考結果は、面接者にメールで連絡します。

なお、選考結果等についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承下さい。